

平成10年7月30日 第435回理事会決定  
 平成10年10月15日 第438回理事会決定  
 平成11年3月11日 第443回理事会決定  
 平成11年6月10日 第447回理事会決定  
 平成12年7月6日 第466回理事会決定  
 平成13年3月8日 第474回理事会決定  
 平成14年9月12日 第493回理事会決定  
 平成16年11月11日 第515回理事会決定  
 平成17年5月19日 第518回理事会決定  
 平成17年7月21日 第521回理事会決定  
 平成22年9月9日 第562回理事会決定  
 平成27年3月12日 第595回理事会決定  
 平成29年9月14日 第616回理事会決定  
 平成30年1月19日 第618回理事会決定

(1) 特殊貨物船の建造等認定条件に関する理事会決定

規程第8条に基づく特殊貨物船の建造等納付金単価は、次の表の要件に適合する船舶について適用する。

船種区分	認定条件			保証関係	
	構造	航路	積荷	自営	貸渡
① コンテナ専用船	セルガイド	7 港 (除離島) ※	コンテナ	不要	用
② RORO船	ランプウェイ	7 港 (除離島)	道路運送車両法の登録を受けた(予定を含む)シャーシに積載されたコンテナ、同種のシャーシ又は車両	不要	用
③ 自動車専用船	ランプウェイ	なし	商品自動車	積	積・用
④ 石灰石専用船	なし	有り	石灰石	積	積・用
⑤ 石炭専用船	セルフアンロード設備	有り	石炭・石炭灰	積	積・用
⑥ コークス専用船	なし	有り	コークス	積	積・用
⑦ 石材・砂・砂利専用船	ガット又は吸込	なし	石材、砂、砂利	不要	用
⑧ 土砂運搬船	底開式	底・側開式 ガット又は吸込装置のないもの	なし	積	用
	箱型				
⑨ 炭酸カルシウム・アルミナ専用船	セルフアンロード設備	なし	炭酸カルシウム・アルミナ・石炭灰・微粉末スラグ	積	用
⑩ 被曳はしけ	ホールド構造	なし	なし	積	用
⑪ 台船	フラットデッキ	なし	なし	積	用
⑫ 給水船	給水設備	有り	生活用水・工業用水	積	用
⑬ 平水区域限定船	なし	有り	なし	積	用
⑭ 離島航路限定船	なし	有り	なし	積	用
⑮ 旧規程特例船	なし	有り	有り	積	用

- 注1： コンテナ専用船又はRORO船であつて、モーダルシフト船及び沖縄特例船の認定条件は、別に定める理事会決定による。
- 注2： RORO船で積荷条件のないものの船種は、一般貨物船とする。
- 注3： 石灰石専用船でセルフアンローダ設備を有しないものについては、寄港地に固定式の荷役設備を有するものであること。
- 注4： 石灰専用船は、5,000対象トン数以上のものであること。
- 注5： コークス専用船については、5,000対象トン以上のものであること。また、セルフアンローダ設備を有しないものについては、寄港地に固定式の荷役設備を有するものであること。
- 注6： 保証関係欄、積は積荷保証証明書、用は用船保証証明書を示す。  
なお、貸渡欄の積・用は、積荷保証証明書及び用船保証証明書の両方を必要とするもの。
- 注7： 土砂運搬船の積荷には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く）及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）を含むものとする。
- 注8： 平水区域限定船（航行区域を東京湾、伊勢湾、三河湾、鹿児島湾内の平水区域とする船舶に限る。）  
、離島航路船が付された条件以外の航路に就航したときは、一般貨物船とし、建造等納付金の差額を納付しなければならないものとする。
- 注9： 旧規程特例船の建造等については、旧規程で承認された別表の同種特殊貨物船を被代替船として申請するものに限る。  
この場合、認定条件は当該被代替船に付せられた特殊承認条件と同一とする。  
また、建造等船舶の対象トン数が当該被代替船の船型を超える場合は、超過部分の建造等納付金は一般貨物船単価を適用する。
- 注10： ①のコンテナ専用船の航路を7港とする条件については、二次輸送に係る外航コンテナを輸送する場合であつて、積載貨物の積み揚げ港の何れかが下記に掲げる指定港湾（国際コンテナ戦略港湾）であるものについては適用しない。

指定港湾	京浜港（東京港、川崎港、横浜港）、阪神港（大阪港、神戸港）
------	-------------------------------

注11：①のコンテナ専用船のセルガイドとは、次の1)から3)のいずれかに該当するものとし、コンテナ以外のものを積載できない構造のものとする。

- 1) セルガイドを船長方向にコンテナ毎に配置するもの。
- 2) セルガイドを長さ45フィート以内で船幅方向にコンテナ列毎に配置するもの。
- 3) 1)及び2)を複合するもの。

- 附 則（平成10年7月30日）  
この決定は平成10年7月30日から実施する。
- 附 則（平成10年10月15日）  
この改正（⑩の追加）は、平成10年10月15日より実施し、平成10年7月1日より適用する。
- 附 則（平成11年3月11日）  
この改正（注1の改正）は、平成11年3月11日より実施し、平成10年7月1日より適用する。
- 附 則（平成11年6月10日）  
この改正（⑫、⑬、⑭の追加及び注7、注8の追加）は、平成11年6月10日より実施し、平成10年7月1日より適用する。
- 附 則（平成12年7月6日）  
この改正（⑦の改正）は、平成12年7月6日より実施する。
- 附 則（平成13年3月8日）  
この改正（⑧の一部削除）は、平成13年3月8日より実施し、平成13年4月1日より適用する。
- 附 則（平成14年9月12日）  
この改正（②の改正）は、平成14年10月1日から実施する。
- 附 則（平成16年11月11日）  
この改正（注7の改正）は、平成16年11月11日から実施し、平成10年7月1日から適用する。
- 附 則（平成17年5月19日）  
この改正（旧規程特例船別表の改正）は、平成17年5月19日から実施する。
- 附 則（平成17年7月21日）  
この改正（船種区分⑥の追加及び注5の追加）は、平成17年7月21日旧より実施する。
- 附 則（平成22年9月9日）  
この改正〔①のコンテナ船に係る航路条件の改正〕は、平成22年9月9日より実施する。
- 附 則（平成27年3月12日）  
この改正（注9の改正）は、平成28年度以降に被代替船として認定された船舶から適用する。
- 附 則（平成29年9月14日）  
この改正〔①のコンテナ船に係るセルガイドの定義の改正〕は、平成29年9月14日より実施する。
- 附 則（平成30年1月19日）  
この改正（注11の改正）は、平成30年1月19日より実施する。

(1) 特殊貨物船の建造等認定条件に関する理事会決定

現 行	改 正
平成10年 7月30日 第435回理事会決定	平成10年 7月30日 第435回理事会決定
平成10年 10月15日 第438回理事会決定	平成10年 10月15日 第438回理事会決定
平成11年 3月11日 第443回理事会決定	平成11年 3月11日 第443回理事会決定
平成11年 6月10日 第447回理事会決定	平成11年 6月10日 第447回理事会決定
平成12年 7月 6日 第466回理事会決定	平成12年 7月 6日 第466回理事会決定
平成13年 3月 8日 第474回理事会決定	平成13年 3月 8日 第474回理事会決定
平成14年 9月12日 第493回理事会決定	平成14年 9月12日 第493回理事会決定
平成16年 11月11日 第515回理事会決定	平成16年 11月11日 第515回理事会決定
平成17年 5月19日 第518回理事会決定	平成17年 5月19日 第518回理事会決定
平成17年 7月21日 第521回理事会決定	平成17年 7月21日 第521回理事会決定
平成27年 3月12日 第595回理事会決定	平成27年 3月12日 第595回理事会決定
平成29年 9月14日 第616回理事会決定	平成29年 9月14日 第616回理事会決定
	平成30年 1月19日 第618回理事会決定

(1) 特殊貨物船の建造等認定条件に関する理事会決定

規程第8条に基づく特殊貨物船の建造等納付金単価は、次の表の要件に適合する船舶について適用する。

船 種 区 分	認 定 条 件			保 証 関 係	
	構 造	航 路	積 荷	自 営	賃 渡
①コンテナ専用船	セルガイド	7 港 ※ (除離島)	コンテナ	不要	用
②RORO船	ランプウェイ	7 港 (除離島)	道路運送車両法の登録を受けた(予定を含む)シャーシに積載されたコンテナ、同種のシャーシ又は車両	不要	用
③自動車専用船	ランプウェイ	なし	商品自動車	積	積・用
④石灰石専用船	なし	有 り	石灰石	積	積・用
⑤石炭専用船	セルフアンローダ設備	有 り	石炭・石炭灰	積	積・用
⑥コークス専用船	なし	有 り	コークス	積	積・用
⑦石材・砂・砂利専用船	ガット又は吸込	なし	石材、砂、砂利	不要	用
⑧土砂運搬船	底開式	ガット又は吸込装置のないもの	土 砂	積	用
	箱型				
⑨炭酸カルシウム・アルミナ専用船	セルフアンローダ設備	なし	炭酸カルシウム・アルミナ・石炭灰・微粉末スラグ	積	用
⑩被曳はしけ	ホールド構造	なし	なし	積	用
⑪台 船	フラットデッキ	なし	なし	積	用

【 同 左 】

現 行

改 正

⑫給水船	給水設備	有 り	生活用水・工業用水	積	用
⑭離島航路限定船	なし	有 り	なし	積	用
旧規程特例船	なし	有 り	有 り	積	用

- 注1: コンテナ専用船又はRORO船であって、モーダルシフト船及び沖縄特例船の認定条件は、別に定める理事会決定による。
- 注2: RORO船で積荷条件のないものの船種は、一般貨物船とする。
- 注3: 石灰石専用船でセルフアンローダ設備を有しないものについては、寄港地に固定式の荷役設備を有するものであること。
- 注4: 石炭専用船は、5,000対象トン数以上のものであること。
- 注5: コークス専用船については、5,000対象トン以上のものであること。また、セルフアンローダ設備を有しないものについては、寄港地に固定式の荷役設備を有するものであること。
- 注6: 保証関係欄、積は積荷保証証明書、用は用船保証証明書を示す。  
なお、貸渡欄の積・用は、積荷保証証明書及び用船保証証明書の両方を必要とするもの。
- 注7: 土砂運搬船の積荷には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く)及び産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)を含むものとする。
- 注8: 平水区域限定船(航行区域を東京湾、伊勢湾、三河湾、鹿児島湾内の平水区域とする船舶に限る)、離島航路船が付された条件以外の航路に就航したときは、一般貨物船とし、建造等納付金の差額を納付しなければならないものとする。
- 注9: 旧規程特例船の建造等については、旧規程で承認された別表の同種特殊貨物船を建造等納付金免除船舶として申請するものに限る。  
この場合、認定条件は当該免除船舶に付せられた特殊承認条件と同一とする。  
また、建造等船舶の対象トン数が当該免除船舶の船型を超える場合は、超過部分の建造等納付金は一般貨物船単価を適用する。
- 注10: ①のコンテナ専用船の航路を7港とする条件については、二次輸送に係る外航コンテナを輸送する場合であって、積載貨物の積み揚げ港の何れかが下記に掲げる指定港湾(国際コンテナ戦略港湾)であるものについては適用しない。

指定港湾	京浜港(東京港、川崎港、横浜港)、阪神港(大阪港、神戸港)
------	-------------------------------

注11: ①のコンテナ専用船のセルガイドとは、セルガイド及びセルガイドに準ずるものと総連合会が認めたものとする。但し、セルガイドは、船長方向にコンテナ列毎に配置するものとし、コンテナ以外のものを積載できない構造のものとする。

【 同 左 】

注11: ①のコンテナ専用船のセルガイドとは、次の 1)から 3)のいずれかに該当するものとし、コンテナ以外のものを積載できない構造のものとする。

- 1) セルガイドを船長方向にコンテナ毎に配置するもの。
- 2) セルガイドを長さ45フィート以内で船幅方向にコンテナ列毎に配置するもの。
- 3) 1)及び2)を複合するもの。

現 行	改 正
<p>附 則(平成10年7月30日) この決定は平成10年7月30日から実施する。</p> <p>附 則(平成10年10月15日) この改正(⑩の追加)は、平成10年10月15日より実施し、平成10年7月1日より適用する。</p> <p>附 則(平成11年3月11日) この改正(注1の改正)は、平成11年3月11日より実施し、平成10年7月1日より適用する。</p> <p>附 則(平成11年6月10日) この改正(⑫、⑬、⑭の追加及び注7、注8の追加)は、平成11年6月10日より実施し、平成10年7月1日より適用する。</p> <p>附 則(平成12年7月6日) この改正(⑦の改正)は、平成12年7月6日より実施する。</p> <p>附 則(平成13年3月8日) この改正(⑧の一部削除)は、平成13年3月8日より実施し、平成13年4月1日より適用する。</p> <p>附 則(平成14年9月12日) この改正(②の改正)は、平成14年10月1日から実施する。</p> <p>附 則(平成16年11月11日) この改正(注7の改正)は、平成16年11月11日から実施し、平成10年7月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成17年5月19日) この改正(旧規程特例船舶表の改正)は、平成17年5月19日から実施する。</p> <p>附 則(平成17年7月21日) この改正(船種区分⑥の追加及び注5の追加)は、平成17年7月21日より実施する。</p> <p>附 則(平成22年9月9日) この改正〔①のコンテナ船に係る航路条件の改正〕は、平成22年9月9日より実施する。</p> <p>附 則(平成27年3月12日) この改正(注9の改正)は、平成28年度以降に被代替船として認定された船舶から適用する。</p> <p>附 則(平成29年9月14日) この改正(注11の追加)は、平成29年9月14日より実施する。</p>	<p style="text-align: center;">【 同 左 】</p>
	<p>附 則(平成30年1月19日) この改正(注11の改正)は、平成30年1月19日より実施する。</p>

(参考)

